

## 野洲市スポーツ推進計画の時点修正(案)

スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条に定められた「地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画」のことで、国が定める「スポーツ基本計画」を参照して定めるよう努めることとされています。

野洲市スポーツ推進計画は、平成 28 年に策定された令和 7 年度を目標年度とする計画であり、本来ならば今年度に次期計画の策定を行うところですが、現在の国の計画が令和 8 年度まで、県の計画が令和 9 年度までであるため、市の次期計画が最新の国及び県の計画を参照して策定できるよう現在の計画を 3 年間延長(令和 10 年度まで)することとしました。

現在の計画は、令和2年に中間見直しを行っていますが、それから5年経過したことから、3年間延長するに当たり時点修正を行うものです。

## ● 時点修正の考え方

時点修正は、新たに計画を策定するものではなく計画期間の延長に伴うものであることから、現在の計画の中で現時点の現状と相違する内容等について修正を行うものとします。したがって、次の考え方を基本として時点修正を行います。

1. 基本理念及び基本方針を含め、基本的方向と施策の体系は現行計画のままとします。
  2. 5つの基本方針に基づき設定している指標項目も現行計画のままとします。ただし、指標の目標年度及び現時点での数値については時点修正を行います。
  3. 現状と時点が異なる内容(未来のことが過去になっている)や、今年開催された国・国際・障スポに関する内容、中学校の運動部活動の地域展開等の状況、現状で実施していない内容等については延長する3年間の見通し等も踏まえ必要な修正を行います。

## ●修正の主な内容

## ★序章 野洲市スポーツ推進計画の策定方針

- ・国スポ・障スポに関する内容の時点修正、国及び県の計画に関する内容の時点修正、今回、現在の計画を3年間延長し令和10年度までとした理由及びそのことにより時点修正を行うこととしたことを追記しました。
  - ・指標項目の現時点の数値を直近の数値に修正しました。

## ★第1章 基本理念と基本方針

- ・「時点修正の考え方」に基づき特筆すべき修正は行っていません。

## ★第2章 野洲市のスポーツの現状と課題

- ・記載されている内容の状況や数値等で現状と相違のある内容は修正しました。
  - ・スポーツ施設に関する現状の中では、歴する施設に「健康スポーツセンター」を加えるとともに、「中主B&G海洋センター」についてはプールを廃止し

て解体除去し、跡地を多目的グラウンドとして整備する計画であることを記載しました。

- ・中学校の運動部活動に関する内容では、課題として部活動地域展開について環境整備を進めていく必要があるとの内容に修正しました。

### ★第3章 基本的な施策

- ・「時点修正の考え方」に基づき特筆すべき修正は行っていません。

### ★第4章 施策の展開（指標）

- ・目標年度を令和10年度とし、目標値の設定についての考え方等を記載しました。

### ★第4章 施策の展開

#### 1. 自ら行うスポーツ活動の推進

- ・計画に記載された事業等で実施していないものは削除し、計画に記載されていないが実施している事業等については記載しました。

#### 2. 子どものスポーツ環境の充実

- ・こども園、保育所(園)、幼稚園、子育て支援センター、小・中学校、スポーツ少年団の現在の取り組み状況に即した内容に修正しました。
- ・特に中学校運動部活動の地域展開に関しては、「部活動地域展開コーディネーター」を配置し、スポーツ協会等関係団体と連携し取り組みを進めていく旨の内容を記載しました。

#### 3. スポーツを楽しむ地域づくり

- ・昨年12月に締結した東レアローズバレーボールクラブ滋賀とのパートナーシップ協定に基づき公式戦の観戦情報(観戦の招待)を市内の子どもたちに提供するようになったことから、プロスポーツの観戦機会の充実を図ることを追記しました。

#### 4. スポーツ施設の整備と充実

- ・特筆すべき修正はありません。

#### 5. スポーツ交流・支えるスポーツ促進と情報の発信

- ・特筆すべき修正はありません。

### ★むすび 本計画の推進のために

- ・3年間の計画期間の延長であることから計画の見直しに関する内容は削除しました。